居宅介護支援センターの

主な業務内容

ご相談・お問い合せ

まずはお気軽に ご相談ください。

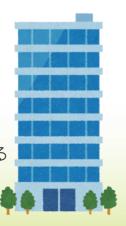


ご本人・ご家族の状況を 介護支援専門員(ケアマネジャー) が聞き取りし、適切なプランを 考慮します。

3 要介護申請・認定

介護保険の申請手続きから 代行いたします。

介護サービスをご利用する には、市に申請をして 「要介護、要支援認定される 必要があります。」





ご本人の合った居宅介護 サービス計画 (ケアプラン)を 作成いたします。

介護で

ございませんか?

お困りは

※ご利用者さまの 費用負担はございません。 個人情報は厳守します。

⑤介護保険サービスのご利用

サービス事業者との連絡調整や、介護保険 施設の紹介等を行い、作成したプランを元に、

介護保険サービスをご利用 いただけるようにします。

- •訪問看護、訪問介護
- デイケア、デイサービス
- ・ショートステイ
- 福祉用具レンタルなど



6月に1度訪問して、 状況を把握し、 サービス内容を見直します



